

1. 令和3年（2021年）12月14日 午前10時

豊中市教育委員会会議を豊中市教育センター（研修室）に招集する。

2. 本日の出席委員等

教	育	長	岩	元	義	継
教	育	長	職	務	代	理
委		員	橋	本	和	明
委		員	森		由	香
委		員	赤	尾	勝	己
委		員	松	本	裕	美

3. 本日の議事日程

第1	議事録署名委員の指名について
第2	前回議事録の承認について
第3	教育長等の報告について
第4（報告第23号）	専決処分の報告について
第5（議案第45号）	学校賠償事故に係る損害賠償の額を定めることについて
第6（議案第46号）	令和3年度（2021年度）豊中市一般会計補正予算見積要求について
第7（議案第47号）	職員の身分取扱いについて
第8	その他

4. 本日の出席事務局職員

事務局 長	小野 雄 慈
教育 監	道上 博 行
理事	中尾 栄 一
次 長	正岡 由 佳
教育総務課 長	森田 宏 人
教育総務課 主幹	大野 章
教育総務課 長補佐	松村 有
教育総務課 長補佐	藪 幸 也
社会教育課 長	大澤 亮 太
社会教育課 主幹	清水 篤
学校給食課 長	江川 勉
読書振興課 長	須藤 有 美
教職員課 長	森山 幸 雄
教職員課 主幹	湯浅 安 由 里
学校教育課 主幹	藤崎 直 紀
学校教育課 課長補佐	亀田 悦 郎
学校教育課 保健体育係 長	河村 祐 希
学校教育課 主査	北村 建 一
児童生徒課 長	杉山 眞 紀
豊中市教育センター 主幹	森 眞 理 子
次長兼中央公民館館長	弘中 伸 明

5. 本日の書記

教育総務課 総務係 長	具志堅 興 紀
教育総務課 主事	藤田 将 輝

— 議 事 —

岩元教育長

ただいまから教育委員会会議を開催します。

まず、本日の教育委員会会議の進行について教育委員の皆様にお諮りします。新型コロナウイルスの感染予防による会議時間の短縮を図るため、本日の会議の進行については、議事日程の朗読や議案等の朗読は省略したいと思いますがお異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

それでは本日の会議の進行は、議事日程の朗読や議案等の朗読は省略させていただきます。本日の会議の成立要件をご報告ください。

具志堅書記

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席されていますので、本日の会議は有効に成立していることを報告いたします。

岩元教育長

本日の議事日程については、議案書の1頁に記載のとおりです。

森委員

動議を提出いたします。

日程第5から日程第7の3案件につきましては、市において調整・検討を要する意思形成過程の案件、またはプライバシー保護に関する案件であることから秘密会で審議することの動議を提出いたします。

また、このことに伴いまして、議事運営を効率的に行うため、日程第8の案件につきましては、日程第5から日程第7の3案件に先んじて行うよう議事順序の変更動議を提出いたします。

岩元教育長

ただいま、日程第5から日程第7の3案件について、秘密会で審議すること、また、議事運営を効率的に行うため、日程第8の案件につきまして、日程第5から日程第7の3案件に先んじて行うよう議事順序の変更動議が提出されましたが、これについてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議がないので、日程第5から日程第7の3案件について、秘密会で審議すること、また、議事運営を効率的に行うため、変更動議のとおり議事順序を変更することを決定いたします。

日程第1・議事録署名委員の指名につきましては、今回は森委員と赤尾委員にお願いいたします。

日程第2・前回議事録の承認につきましては、既に会議録を委員の皆様方に配布しております。また、署名委員のご署名をいただいておりますので、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議がございませんので、前回議事録の承認につきましては原案のとおり承認することにいたします。

続きまして日程第3・「教育長等の報告について」を議題といたします。事務局より報告させます。

小野事務局長

私から新型コロナウイルス感染症について報告いたします。

まずは新型コロナウイルス感染症についてです。11月25日に開催された、大阪府の本部会議では、感染防止対策の徹底や会食を行う際のルール of 徹底等が要請されました。府立学校における教育活動については、特に示されておりませんが、引き続き本市の小中学校においては、基本的な感染症対策を徹底することとしています。

12月9日現在、本市の累計感染者数は7,699人で、学校関係者の状況は、先月の教育委員会会議以降、昨日まで、のべ、小学校1校、合計2人の陽性者が確認されましたが、臨時休業は行っておりません。

次に、令和4年(2022年)豊中市成人式についてです。令和4年の豊中市成人式につきましては、令和4年(2022年)1月10日に開催致します。昨年度に引き続き、開催場所については、密集を避けるため、文化芸術センターと17か所の市立中学校の体育館にて行うこととし、式典の映像は各会場へライブ中継し、ユーチューブでの配信も行っております。

岩元教育長

ただいまの報告について何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(ありませんの声あり)

岩元教育長

それではご質問等がないようですので教育長等の報告についてを終了することといたします。

続きまして日程第4・報告第23号「専決処分の報告について」を議題といたします。内容の説明をお願いいたします。

森田課長

報告第23号「専決処分の報告」について、内容のご説明を申し上げます。議案書の2頁から4頁までをお開きください。

本来であれば、令和3年度補正予算見積要求について、教育委員会会議の場でご審議いただきますところ、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告申し上げます。

補正予算見積要求の内容につきましてご説明いたしますので、4頁をお開きください。歳出でございますが、「教育費」、「教育総務費」につきまして、388万6千円の補正でございます。

詳細につきましてご説明いたしますので、議案参考資料(1)の3頁をお開きください。「教育費」、「教育総務費」、「少年文化館費」につきまして、補正額388

万6千円、財源は、全額「とよなか新型コロナウイルス対策基金繰入金」でございます。内容としましては、近年増加傾向にある不登校児童生徒や新型コロナウイルス感染拡大により登校に不安を感じている児童生徒への家庭訪問を実施し、より充実した支援を行うため、必要な経費を補正するものでございます。

以上、概括的ではございますが、報告第23号「専決処分の報告」を終わらせていただきます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

岩元教育長

ただいまの説明についてご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(ありませんの声あり)

岩元教育長

それでは、ご質問等がないようですので、報告第23号・「専決処分の報告について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議がないようですので、日程第4・報告第23号・「専決処分の報告について」、原案のとおり承認することにいたします。

日程第8・「その他」といたしまして、「豊中市（仮称）中央図書館の整備に向けたサウンディング型市場調査 対話結果の公表について」、「史跡春日大社南郷目代今西氏屋敷保存活用計画・名勝西山氏庭園（青龍庭）保存活用計画に関する意見公募の実施について」、「部活動について」の3点を、事務局より報告のうえ、意見交換を行います。

それでは、1点目の「豊中市（仮称）中央図書館の整備に向けたサウンディング型市場調査 対話結果の公表について」、内容の説明をお願いいたします。

須藤課長

読書振興課より、今年2月に策定しました『（仮称）中央図書館基本構想』に基づく取組みの中から、『（仮称）中央図書館の整備に向けたサウンディング型市場調査』の実施につきまして、ご報告いたします。

(仮称)中央図書館の整備手法や候補地、複合化や魅力向上の可能性を探るため、民間事業者等の対話、『サウンディング型市場調査』を実施しました。対話は8月に実施し、予想を上回る18の事業者・グループの皆様にご参加をいただきました。

対話では、整備に係る事業手法として、民間事業者のノウハウに基づく様々な提案がありました。また、候補地については、基本構想に掲げる想定エリア内において、豊中市が有する市有地の候補に限られるとの意見があった一方、民間敷地を活用した中央図書館整備についても提案があり、幅広い可能性を想定し、検討を進めてまいりたいと考えております。

この他、図書館と複合する機能としましては、子育て、教育、文化、ビジネス支援、カフェをはじめとする商業施設の併設等、様々な提案があったほか、(仮称)中央図書館の魅力向上については、多世代が、長期的に楽しむことができる施設づくりのアイデアについて、提案がありました。

対話結果につきましては、お手元の資料にまとめております。こちらは、11月26日に、豊中市ホームページにおいて公表している内容となります。詳細は改めてご覧頂ければと思います。

今回の市場調査では、大変多くの事業者の皆様にも、(仮称)中央図書館の構想にご関心をお持ちいただき、民間事業者の皆様の率直な意見を伺う、大変貴重な機会となりました。今後は、今回の市場調査において得られた情報や知見も参考にしつつ、来年度に予定しております、(仮称)中央図書館の候補地選定に向け、引き続き議論を深めてまいります。

岩元教育長

事務局からの説明のとおり、今回の市場調査では多くの事業者と対話する機会を得ることができました。その中では候補地についてや、今後どの様に運用していくのかについて、有益な情報を手に入れることができたと考えております。

赤尾委員

滋賀県愛荘町の中央図書館では地域アーカイブスを収集し、市民に公開されているようですが、豊中市では何かお考えはありますでしょうか。

須藤課長

地域アーカイブスについては滋賀県でも先進的な取組みをされていますが、豊中市におきましても箕面市と共に北摂アーカイブスといった市民協同事業の取組

みを行っております。また、先日は豊中市立文化芸術センターにて、写真を用いて地域の昔と今の姿を比較するといった展示を実施しました。中央図書館は地域館4館が持つ様々な機能をワンストップとして提供することを目指しておりますので、北摂アーカイブスに関しても地域の拠点として、例えば市民の所有する写真データベース等地域資料の保存も、重要な機能であると考えています。

森委員

資料の6・7ページについて図書館以外の教育施設との複合化に関する記載がありますが、豊中市では既に千里コラボやルシオーレ、エトレ豊中等がある中で、中央図書館ではどのような差別化が図られるのでしょうか。豊中市としてのお考えや、今回の市場調査での意見等があればお教えてください。

須藤課長

今回の市場調査では詳細な条件提示をせず様々な形の複合施設についてご意見をいただきました。また、昨年を実施しました市民からの意見募集では、カフェ等を併設することで、普段は図書館を利用されない方の来館のきっかけになるのではないかとといったものもございました。更に、他市の事例では、放課後こどもクラブとの複合化といったものもございます。今後、市民の声や先進事例を参考に検討してまいりたいと思います。

赤尾委員

佐賀県の武雄市の図書館では、TSUTAYA書店と連携するといった先進事例がありますが、図書館を利用するとTポイントが貯まるといった内容については疑問に感じております。公の施設である以上、民間の特定の業者と癒着してはいけないのではないのでしょうか。今後、民間の事業者と連携する上では留意する必要があると思いますが、その点についてお考えをお教えてください。

須藤課長

カフェ等を含む民間事業者との連携についてはご指摘のとおり、長所・短所両方の側面があると考えます。また、カフェの併設事例ではTSUTAYAのような事業形態のものから、飲食のスペースのみ整備し、授産施設で作られたパンや自動販売機のみを設けるようなものも存在します。あくまで図書館は地域の知の拠点であり、情報収集の機能を中心として、そこからどのような機能とのHUBとなり得

るのかについて検討する必要があると考えます。

赤尾委員

利用者の秘密を守る。この点は図書館の自由に関する宣言の第3にも明記されていますので、民間の事業者を導入する場合にはご留意いただきたいと思います。

山野委員

図書館の利用に関して、慣れ親しんだ方は非常に上手に利用されますが、一方で、活字離れが謳われて久しい中、若者世代等をはじめ、本をあまり読まれないような世代も多く来館されるような機能を持つ施設として整備していただきたいと思います。

また、機能の差別化について、今後様々な意見を受け取られることと思いますが、全てを盛り込んでしまえば施設の特徴が分かりにくくなります。既存の施設が持つ特徴も整理した上で、中央図書館はこれ1つといった特徴を検討されてはいかがでしょうか。

最後に、文教都市豊中を図書館からの発信で更に広げていただきたいと思いますので、その点についても今後とも検討をよろしくお願いします。

松本委員

設備の事業手法について、何をメイン機能に置くかによって立地の条件が限られると思います。また、その逆に立地が先に決まっていると考えられる機能も限定されるのではないかと思います。現時点で候補地の目途はたっているのでしょうか。

須藤課長

現時点では具体的な場所は確定しておりません。今回の市場調査では豊中駅、岡町駅、曾根駅からの徒歩圏内で、用地5,000㎡でのご提案を募りましたが、具体的な立地場所は来年、再来年度決定していくものとなります。

森委員

今回の市場調査では先入観を持たず広くに意見を集めたとのことで、例えば7ページに記載の魅力向上について、立地にもよるが駐車場が必要ではないかとあります。この点について、私個人的には駐車場の整備は子育て世代が利用しやすく

なることから必要であると考えます。今後、整備内容を検討する中では何か豊中市側からここは譲れない、中央図書館として絶対に機能を持たせたいといったものを提示していただきたいと思います。

岩元教育長

ほかに何かご質問等ございませんでしょうか。

(ありませんの声あり)

岩元教育長

それではいただきました様々なご意見を踏まえて、今後検討を進めてまいりたいと思います。つづきまして、「史跡春日大社南郷目代今西氏屋敷保存活用計画・名勝西山氏庭園（青龍庭）保存活用計画に関する意見公募の実施について」、事務局より報告させます。

大澤課長

今西氏屋敷ですが浜1丁目に所在し、推定される範囲は約216m四方に及び、その内約12,000㎡が国の史跡に指定されています。鎌倉時代に春日大社から荘園の直接の管理のため現地に赴いた今西家には多くの古文書や伝書、江戸時代に春日大社から移築された社殿等が現存し、発掘調査で確認された堀跡等を併せて、総合的に中世荘園の実態を明らかにできる、極めて貴重な史跡として平成21年（2009年）2月に国の指定を受けました。

本計画は史跡の本質的価値を構成する建造物等の様相ごとにその現状と課題を明らかにした上で、保存・活用・整備の基本方針を定め、この貴重な史跡を適切に保存し継承すると共に、広く活用を図るため策定するもので、令和4年（2022年）1月14日から2月4日まで市民への意見公募を行う予定でございます。

続きまして名勝西山氏庭園は岡町駅西側に開発された住宅地に昭和15年（1940年）に造園された枯山水の住宅庭園となります。庭園の設計者は昭和を代表する作庭家重森三玲です。鉄道沿線の郊外住宅地に良好な状態で残る希少な庭園であることから、令和元年（2019年）10月に国指定名勝となりまして、令和2年（2020年）1月に公有化をいたしました。本計画では名勝西山氏庭園保存整備委員会による審議を経まして先ほどの今西氏屋敷同様、名勝の本質的価値を構成する庭園や建物等の様相ごとにその現状と課題を明らかにした上で、整備・活

用・運営等の基本方針を定めてまいります。次世代へ確実に継承すると共に、広く活用を図るため策定するもので、こちらの計画につきましても先ほどの今西氏屋敷と同時期、1月14日から2月4日まで市民への意見公募を行ってまいりたいと考えております。

岩元教育長

ただ今の報告について、何かご意見等ございますでしょうか。

山野委員

素晴らしい市の財産を今後、沢山の市民の方に知っていただきたいと思いますが、例えば今後の継承にあたり、子ども達に本物を見る機会や史跡等を活用したカリキュラムを検討頂ければと思います。職場体験で消防署を訪問した子ども達が、その時の経験から実際に消防士になった例もありますので、同様に実際に本物を体験することにより、考古学に興味を持つことに繋がればと思います。

清水主幹

こういった史跡や名勝を実際に現地で体験して頂く一番の目的は次世代への継承となります。西山氏庭園は公有化してから日が浅く、これから計画を検討していくところです。一方の今西氏屋敷は、現在も鎌倉時代から800年以上にもわたって個人がお住まいで、一般の方は中に入れない状況になりますが、ご当主にお願いをして、学校の郷土学習や歴史の授業の一環として、周辺の小曾根小学校と第十二中学校の児童・生徒が中に入って見学させて頂く機会を1年に1度程設けております。このような体験から、地元の史跡に強く興味を持って頂く方もおられるでしょうし、そこから豊中市全体の歴史や成立ちへの興味に展開することもあるのではないかと考えますので、今後もこのような機会を多く設けてまいりたいと思います。

森委員

前回の会議での郷土資料館の計画や今回の史跡等の公開に向けた整備、或いは文化・芸術センターのギャラリー展示等、これらは私自身がこれまで知らなかった豊中市の歴史的な文化を知る機会となっています。今後、郷土資料館が整備される中で、立地が離れているので難しいところもあるかと思いますが、これらの史跡等と連携してより一層の学習に繋がればと思います。郷土資料館が市民に根付いて、

市民が活動できる場、子ども達が学んだことが次につながる場となるよう、今後も歴史的な文化についてアピールをお願いします。

岩元教育長

他に何かご意見等ございますでしょうか。

(ありませんの声あり)

岩元教育長

それではご質問等がないようですので、つづきまして、「部活動について」を事務局より報告させます。

湯浅主幹

前回の本会議では部活動目的での就学校変更を行わないことについてご確認いただきましたが、本日は自分の在籍する学校に希望する部活動がない場合に部活動だけ他校に参加することを認めるのかどうかについてご意見をいただきたいと思えます。なお、資料裏面の最後の部分に参考として記載しておりますが、団体種目の合同チームにつきましては中学校体育連盟の大会出場要件に基づいて実施されることとなりますので今回の議論の対象外とさせていただき、主に個人種目で希望する部活動がない場合の取扱いについてご意見をお願いいたします。

まずは、部活動の位置づけや課題をご説明させていただきます。位置づけについて、部活動の設置は法令上の義務はなく、教育課程外の活動となります。しかしながら、学習指導要領の中では学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意するものとして位置づけられております。部活動につきましては教育課程内において学習したことを踏まえて、各教科等の目標や内容との関係に配慮しつつ行われるもので、また、生徒同士の連帯感を養うものでもあることから、事務局としましては大前提として在籍する学校での部活動に参加すべきものと考えております。

次に課題ですが、法令上は設置義務の無い部活動ですが教師の献身的な勤務により成立している状況にあり、長時間勤務の要因となっております。また、指導経験のない教師が顧問をせざるを得ない現状も発生し、教師にとっては負担となっております。また、生徒にとっても経験のない顧問からの指導になってしまう等、望ましい指導を受けることができない状況が生じております。この様なことから、

現在、国では休日の部活動の段階的な地域移行を目指して課題整理を行っているところです。また、事務局としましては今回の在籍校に希望する部活動がない場合の対応を考えるにあたり、生徒のニーズと教師の負担の両面に留意する必要があると考えております。

次に他市事例についてですが、主に3つのパターンが存在します。1つ目は条件があう場合に例外的に認めるものです。2つ目・3つ目は少数派となりますが、どちらも予め定めた基準に基づいて他校の部活動に参加するものです。基準の例は資料に記載のとおり、「隣接する学校が原則」となること、「小学校時に1年以上の当該種目の経験」を有すること等が見受けられます。

続いて、他校の部活動への参加を認めることの問題点ですが、4点ございます。まずは「生徒の移動時の安全確保」で、他市事例では「自転車の禁止」や「一度帰宅後に他校へ移動することの義務付け」等がございます。2点目は「明確な基準設定をした場合、個別事情に応じた柔軟な対応が難しくなる」です。3点目は「受け入れ校の負担増」で、学校現場の現状は自校でも顧問のなり手不足が生じている中、更に他校の生徒を受け入れるとなると非常に大きな負担が強いられることとなります。4点目は「集合に時間がかかり、活動時間が遅くなる。又は土日・長期休業中に活動」となることで、他校の生徒の受入れは時間外や休日勤務が前提となってしまうことが挙げられます。

これらより事務局では、原則は在籍校の部活動に参加することとし、移動時の安全確保や受入れ体制の条件等が整っている場合に限り、例外的に認めるものとして考えております。

また、当面の取組みとして、第一段階は冒頭に説明しました部活動の課題に対応するため、部活動指導員の導入、定着を図りたいと考えております。第二段階は国の動きを注視しながら地域移行を見据えた部活動指導員の配置を行い、将来的には可能な学校・種目から部活動の地域移行をめざしていきたいと考えております。説明は以上となります。

岩元教育長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

橋本委員

部活動は教育の一環と考えますが、参加している生徒が部活動に来ない場合に、部活動の顧問はどの程度把握やフォローをされるのでしょうか。通常の学級担任

であれば生徒が出席されない場合、家庭への電話連絡等をされると思いますが、部活動ではいかがでしょうか。

道上教育監

部活動におきましても、現場では生徒の出席状況の把握に努めております。例えば、普段部活動に参加しない生徒が試合に出場することにより、生徒間のトラブルに発展することが多々あります。そのことから、部活動の出席状況の把握については厳密に対応しています。確認の手法は、顧問それぞれの判断によりますが、場合によっては各家庭への連絡・訪問等により欠席の状況について保護者に対して確認を行います。部活動の欠席の要因に、部活動以外や不登校に繋がるような要因があると判明した場合には、生徒指導上の問題として、個別の対応に移っていくこととなります。

橋本委員

他校から参加された場合に、部活動の顧問が他校の生徒の情報をどこまで把握していくのか、逆に他校の生徒であることから個人の情報を把握してはいけないのか、難しい問題であると考えます。

岩元教育長

その辺りは現実的な課題として検討していく必要があると思います。

山野委員

学校現場ではコロナ禍以降、特に健康状態の確認を含めて部活動の出席状況の確認を徹底しております。更に欠席が続いているような場合には、道上教育監からの説明のとおり、生徒指導上の何らかの問題を疑い、顧問が確認に注力することになります。

橋本委員のご意見について、自身の経験では限られた生徒達について顧問や保護者が一緒に移動していたため、出席状況の確認における問題はあまり見られませんでした。しかしながら、今後人数が増加した場合には、出欠の管理や学校間のトラブルをどの程度把握できるのか、改めて課題であると認識しました。

また、条件が整っている場合に限り例外的に他校の部活動への参加を認めるといった運用についてですが、現状、他校の部活動に参加し、真摯に活動に取り組んでいる生徒が存在します。部活動は教育的効果が大きく、仲間との連帯や集団行動、

社会生活を学ぶ上で大きな役割を果たすことは否めません。そのため、現在、既に活動している子ども達が残念な思いをしないよう、様々な課題・条件の整理を行って頂ければと思います。

赤尾委員

当面の取組みにおける第一段階について部活動指導協力者の記載がありますが、これはどのようなものでしょうか。

湯浅主幹

こちらは既に導入済で、顧問の教員が別で存在する中、あくまで指導における技術的な補助を行うもので、謝礼金により対応いただくものとなります。

松本委員

実際、現状で他校の部活動に参加されている場合、双方の先生方がしっかり調整された上で対応されているようにお見受けしますが、今後は対応する先生方等の負担を少しでも軽減するためにも、調整上留意する点等について最低限のガイドラインを教育委員会で作成し、プラスアルファで個別対応するといった仕組みが望ましいと考えます。何かそのようなガイドラインや取決め等は現在作成されているのでしょうか。

湯浅主幹

現状では特に取決め等はございません。

松本委員

それであれば、まずはその辺りをご検討いただければと思います。

岩元教育長

資料にも記載されている「他校の部活動への参加を認めることの問題点」について、現時点では学校間の先生方が調整され、何とか生徒が参加できるように個別に対応されているところです。今後取組みを進めていくのであれば、松本委員からのご指摘のとおり、何らかのルールを教育委員会として整理を図った上で実施するという方向もあると思います。その際、現在他校の部活動に参加されている生徒が参加できなくなることはないように、全体のルールや手続きを検討する必要があります。

ると感じます。

また、前回森委員よりご指摘のありました他校への部活動参加に関する情報が発信されておらず、希望する家庭が個別に校長等に相談している状況についても1つの課題であると思いますので周知のあり方・教育委員会の関わり方についても検討が必要ではないかと思えます。

事務局から何か補足等はございますでしょうか。

道上教育監

部活動の参加につきまして、学校長から現場の意見をいただきました。その中には教育委員会として認識できていなかったような課題を明確に挙げられる声もありました。今後も本会議の中で各委員よりご意見をいただくこととなりますが、併せて、学校長と意見交換を行いながら、子ども達が困る状況が生じず、先生方にも負担が増加しないようなガイドラインを教育委員会として示してまいりたいと考えます。また、その内容をどのように発信するのがよいのかも併せて検討させていただきます。

岩元教育長

本件につきましては継続して事務局と学校の調整の上、本会議にて進めてまいりたいと思えます。それでは日程第8・「その他」についてを終了することにいたします。以上で公開の会議は終わります。